

身体障害者の方等の 軽自動車税の減免制度について

【減免範囲】（台数は1台で、車種は自家用のもの）

| 区分 | 障害者の範囲 | 所有者（※1） | | 運転者 | 使用の内容 |
|------------------|--------|------------------|---------------|---|---|
| 本人運転 | 下記のとおり | 本人 | | 本人 | 障害者の移動のため |
| 同一生計者または常時介護者の運転 | | 身体障害者（18歳以上） | 本人 | 生計を一にする親族か 単身または障害のある 方のみで構成される世 帯で生活している障害 者の方を常時介護する 方(※3) | 通院・通学（園）・ 通所・生業のための 送迎（月4回以上 かつ1年以上継続 して使用が見込ま れること） |
| | | 身体障害児（18歳未満） | 生計を一にする親族（※2） | | |
| | | 知的障害児・者 精神障害者 | | | |

※1 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。

※2 同居の親族が原則です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみを対象とします。

※3 「常時介護」とは、もっぱら障害者の方の通学等のために継続して日常的（月4回以上）に運転する方をいいます。

【障害者の範囲】

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

| 障害の区分 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---------------------|------|----|------------------|----------------|----|----|----|
| 視覚障害 | | | | | | | |
| 聴覚障害 | | | | | | | |
| 平衡機能障害 | | | | | | | |
| 音声機能の喪失（喉頭摘出のみ） | | | | | | | |
| 上肢機能障害 | | | 2級の1・2 2級の3・4 | | | | |
| | | | | 3級の1 3級の2・3 | | | |
| 下肢機能障害 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 体幹機能障害 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 脳原性 | 上肢機能 | | 両上肢 一上肢 | | | | |
| | 移動機能 | | | 両下肢 一下肢 | | | |
| 心臓機能障害 | | | | | | | |
| じん臓機能障害 | | | | | | | |
| 呼吸器機能障害 | | | | | | | |
| ぼうこうまたは直腸の機能障害 | | | | | | | |
| 小腸の機能障害 | | | | | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | | | | | | |
| 肝臓機能障害 | | | | | | | |

…本人が運転する場合のみ
…本人・同一生計者の方および常時介護者の方が運転する場合。

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方—障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。

◆知的障害児・知的障害者の方—療育手帳A1、A2の手帳を持っている方。

◆精神障害者の方—1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【申請期間】

平成22年度の納税通知書が送付されてから5月31日（月）までの間

【申請に必要なもの】

| 本人運転 | 同一生計者または常時介護者の運転 |
|---|---------------------------------------|
| ①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③認印 | ④自動車検査証または写し ⑤運転免許証または写し ⑥納税通知書 |
| ①本人運転に必要なものすべて ②使用内容を証明するもの（通院証明、通学・帰宅証明、通勤証明、通所証明、生業の証明等） | |

申請は、香北・物部各支所の地域振興課でも受け付けます。



公的年金から市県民税を特別徴収されている方へ 仮徴収のお知らせ

平成21年度から引き続き、公的年金から市県民税（住民税）を特別徴収（天引き）されている方は、4月・6月・8月の年金支払い時には、平成22年2月に特別徴収した額を仮徴収（天引き）します。

なお、税額変更などにより、平成21年度中に公的年金の特別徴収から普通徴収に変更になった方と平成22年度に新たに特別徴収の対象となった方は、仮徴収されません。

いずれの方も、詳細は6月に送付予定の市県民税（住民税）の納税通知書で、ご確認ください。

徴収時期と金額

| 仮徴収（上半期） | | | 本徴収（下半期） | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 前年度の2月に特別徴収した額 | 前年度の2月に特別徴収した額 | 前年度の2月に特別徴収した額 | 年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3 | 年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3 | 年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3 |



固定資産税の縦覧について

課税説明は、税務課(本庁)でのみ行います。

ゆずぼうや
◎やなせたかし



平成22年度の固定資産税の縦覧を次のとおり行います。

| | |
|-------|---|
| 縦覧期間 | 5月31日（月）まで（土・日・祝日は除く） 8時30分～12時00分、13時00分～17時15分 |
| 縦覧場所 | 税務課（本庁）・香北支所地域振興課・物部支所地域振興課 |
| 縦覧範囲 | 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で近隣の土地や家屋の評価額 |
| 縦覧対象者 | ・土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税の納税者(代理人含む) ・家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税の納税者(代理人含む) |
| 必要な物 | 納税通知書または運転免許証等ご本人と確認できるものをご用意ください。 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。 ※平成22年度固定資産税納税通知書は5月に発送します。 |